

令和8年度大阪農業トップランナー育成講座運営業務 に係る企画提案公募要領

大阪府では、販売額 1,000 万円以上の農業経営体は府全体数の 3.8%、安定的な経営が実施でき、法人化の目安とされる販売額 3,000 万円以上の農業経営体は 0.9%であり、府の試算によると販売額 1,000 万円以上の農業経営体で府農業産出額の約 6 割を、販売額 3,000 万円以上の経営体で府農業産出額の約 3 割を占めています。

令和 6 年度に策定された地域計画により、将来にわたって担い手不足が深刻化することが判明し、担い手が減少する中、大阪農業の成長産業化を図るためには農業者の経営規模拡大が喫緊の課題となっています。

こうしたことから、意欲的な農業者を対象に、販売額 3,000 万円以上を達成するトップレベルの能力習得をめざす農業ビジネス講座を開設します。

本事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

令和 8 年度大阪農業トップランナー育成講座運営業務

(1) 業務の趣旨・目的

意欲的な農業者の規模拡大等を通じた経営強化を支援するため、農業者の経営管理能力を総合的に高め、販売額 3,000 万円以上を達成するトップレベルの経営者に育成するとともに、万博を契機に増加した来阪者や府民のウェルビーイング実現に向けた大阪の魅力を活かした交流型農業を推進することで、農業者の販売額及び、大阪府の農業産出額の増加につなげることを目的として農業ビジネス講座を開設します。

なお、本事業は J A グループ大阪との共同事業として実施します。

(2) 業務概要

内容は 2 コース構成とします。

1 つめは、様々な事例や考え方を学び、経営マインドを醸成することで販売額 3,000 万円以上を実現する経営強化プランを立案する能力を高めるための「経営発展コース」を実施します。

2 つめは、交流型農業（体験農園、観光農園、直売所運営、オーナー制度、CSA 等）を実践するためのノウハウを学び、講座終了後には交流型農業に取り組めるような即戦力の育成と交流型農業実践プランの立案を支援するための「交流型農業実践コース」を実施します。

業務の詳細は公募書類「令和 8 年度大阪農業トップランナー育成講座運営業務仕様書」のとおり。

(3) 委託上限額

9,610,000 円（税込）

2 スケジュール

令和 8 年 4 月 1 日（水） 公募開始

令和 8 年 4 月 9 日（木） 説明会開催

令和8年4月14日（火） 質問受付締切
令和8年4月28日（火） 提案書類提出締切
令和8年5月14日（木） 選定委員会
令和8年5月下旬頃 契約締結・事業開始
令和9年3月5日（金） 事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の代表構成員が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 令和3年4月1日からこの公募開始までの間に、国や地方自治体が関与し、農業経営者を対象とした農業経営セミナー運営業務について誠実に履行を完了した実績を有すること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月28日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布方法

「10 本件担当」に記載のホームページからダウンロードできます。
※直接の受け渡し、郵送による配布は行いません。

ウ 受付場所

大阪府環境農林水産部農政室推進課 経営強化グループ
住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎22階
電話番号：06-6210-9596

エ 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月28日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

応募書類は郵送または持参にて提出してください。併せて電子媒体も提出してください。

【郵送の場合】

- 必ず事前に「10 本件担当」に記載している担当者あてに電話連絡を行い、応募書類の到着予定日を伝達してください。なお、原則、発送及び到着の記録が残る方法で発送し

てください。

- 上記の「エ 受付期間」を超過した場合は、不着や交通事情等いかなる理由があっても受付を行うことはできません。

【持参の場合】

- 必ず事前に「10 本件担当」に記載している担当者あてに電話連絡を行い、持参日を設定してください。

【電子媒体の提出方法】

- 「10 本件担当」に記載のメールアドレスへの提出とし、受付時間内に電話(電話番号：06-6210-9596)で受信確認をお願いします。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書(様式1: 正本1部)

イ 企画提案書(様式2: 正本1部、副本4部)

ウ 応募金額提案書(様式3: 正本1部、副本4部)

エ 事業実績申告書(様式4: 正本1部、副本4部)

上記(様式4)に加え、別途、過去に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は提出してください(様式自由: 正本1部、副本4部)。

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書(様式5: 1部)

② 共同企業体協定書(写し)(様式6: 1部)

③ 委任状(様式7: 1部)

④ 使用印鑑届(様式8: 1部)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式9: 1部)

キ 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

ク ① 法人登記簿謄本(1部)

・ 法人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

・ 個人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)

・ 個人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明: 発行日から3カ月以内のもの)

① 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代え

ます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

サ 障害者雇用状況報告書の写し（１部）

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40.0 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
- ・令和 7 年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
- ・常時雇用労働者数が 40.0 人未満の事業者は、「障がい者の雇用状況について（様式第 10 号）」を提出してください。

シ 温室効果ガスの削減目標の設定（様式 11：１部）

- ・以下に該当する場合はその証明となるものを提出してください。

①－１ SBT 認定

- ・提案書類の提出締切日の時点で、SBT の公式ホームページに取得企業として掲載されているページの画面コピー（※取得直後で公式ホームページに情報が掲載されていない場合に限り、「APPROVAL LETTER（SBT 認定通知）」の画面コピーでも可。）
- ・応募者名と公式ホームページに記載されている企業名が一致しない場合（グループで認証を取得している場合は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類、自社が当該グループに属していることが確認できる書類

①－２ RE100

- ・提案書類の提出締切日の時点で、RE100 の公式ホームページ等（英語の RE100 のページまたは日本語の JCLP のページ）に取得企業として掲載されているページの画面コピー
- ・応募者名と公式ホームページに記載されている企業名が一致しない場合（グループで認証を取得している場合は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類

①－３ RE Action

- ・提案書類の提出締切日の時点で、RE Action の公式ホームページに取得企業として掲載されているページの画面コピー
- ・応募者名と公式ホームページに記載されている企業名が一致しない場合（グループで認証を取得している場合は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類

② 大阪府気候変動対策条例に基づく対策計画書

- ・令和 8 年 4 月 7 日（火）までに提出された、大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書または変更届の「表紙」のコピー
- ・応募者名と届出者名が一致しない場合（グループで届出している場合は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類

(3) 応募書類の部数

① 正本 1部

- ・(2)に記載する書類を提出してください。
- ・共同企業体での参加の場合、(2)カからサについては、全ての構成員分の提出をお願いします。

② 副本 4部

- ・(2)に記載する書類のうち、(2)イからエの書類を提出してください。
- ・副本は、審査に用いるため、記名・押印をしないでください。また、提案者及び提案者名が特定できる情報（代表者名、社章、所在地、電話番号、社員の情報等）を黒塗りする等して提出してください。

③ 電子媒体 1部

- ・(2)に記載する書類の電子媒体を提出してください。また、(2)イからエについては、記名・押印をしていない電子媒体を併せて提出してください。

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はカラーとしてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本（1部）、副本（4部）をそれぞれA4ファイルに綴って提出してください。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「令和8年度大阪農業トップランナー育成講座運営業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和8年4月9日（火） 午前10時から1時間程度

(2) 開催場所（地図参照）

大阪府庁 新別館北館1階 会議室兼防災活動スペース2

（住所：〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目1-43）

(3) 参加方法

現地もしくはオンライン

※オンラインで参加される方には、別途視聴用URLを送付します。

(4) 申込方法

「10 本件担当」に記載のメールアドレス宛てに、参加事業者名、参加者職・氏名、参加方法（現地、オンライン）、参加人数、連絡先を明記の上、申込みください。（会場の都合上、現地参加は1社あたり3名までとさせていただきます。）

※件名に「【説明会申込み】令和8年度大阪農業トップランナー育成講座運営業務」と明記してください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は、下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

(5) 説明会への申込期限

令和8年4月8日（水） 午後3時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年4月14日（火） 午後5時まで

(2) 提出方法

「質問票（様式 12）」で受け付けます。「10 本件担当」に記載のメールアドレスまでメールで送信してください。

ア 電子メール送信後、必ず「10 本件担当」に記載の担当者あてに電話で着信の確認をお願いします。

イ 質問への回答は「10 本件担当」に記載のホームページに掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時・場所は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の使用は可能です。（パソコン及び必要機材は府が準備、設定等は応募事業者が実施）

※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

※発表用のデータについては、令和8年4月28日（火）までに「10 本件担当」に記載のメールアドレスあてに提出し、電話で受信確認を行ってください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
カリキュラム構成	<ul style="list-style-type: none"> ・受講生が魅力を感じ、農業者の経営力向上につながるカリキュラム構成となっているか。 ・各コースのテーマを踏まえたカリキュラム構成となっているか。 	30点
講師	<ul style="list-style-type: none"> ・担当する分野について略歴、資格、実務経験、十分な知識を有し、当該研修の講師として適任者であるか。 	15点
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・講義形式、演習、グループ討議等をバランスよく組みあわせた研修となっているか。 ・受講生が主体的に知識や技能を習得できるような工夫があるか。 ・受講生の募集を効果的に実施するための手法が提案されているか。 	10点
コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成に対する理論的な知識を有しているか。 ・研修内容、教材等について把握し、各回の研修の質が確保できるか。 ・受講生が効果的に講座内容を習得できるような誘導・伴走支援の実施ができるか。 	10点
業務運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者、業務担当者を適切に配置し、業務遂行に当たり支障がない体制を組んでいるか。 ・管理責任者の役割等は十分か。 ・講座開始から最終発表会の実施まで、適切な職員配置体制がなされているか。 ・府及び連携団体との連絡体制及び連絡手段は十分か。 ・事業を円滑に遂行できる全体スケジュールが提案されているか。 ・安定的に業務を遂行できる経営状況か。 ・個人情報の管理、法令遵守の体制は十分か。 ・事故があった場合等の危機管理対応等は十分か。 	10点
過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に関連する業務について十分な実績を有しているか。 ・受注件数が多いか。 	5点
障がい者雇用	<p>常用労働者40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40.0人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。</p>	3点
温室効果ガスの削減目標の設定	<p>温室効果ガス削減目標を設定し、SBT認定、RE100、RE Actionのいずれかの取得や、大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書の届出をしているかどうか。 (SBT認定、RE100、RE Actionの取得：2点、対策計画書の届出：1点) ※重複評価は行わない。 ※共同企業体の場合は、構成員のいずれかが取得又は届出している場合に評価することとし、複数の構成員が取得等している場合は、より高い評価を受ける1者のみを評価対象とする。 <対策計画書の届出について> 大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づき策定している気候変動対策指針で示している温室効果ガスの削減目標設定の目安（1年あたり1.5%）以上の目標を設定した対策計画書を届出していること。</p>	2点

事業費縮減、 価格点	経費の縮減に資する提案がされているか。	5点
	価格点の算定式 ・満点(10点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を「10 本件担当」に記載のホームページにおいて公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、原則精算払いとします。ただし、大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第162条第6号及び大阪府財務規則第45条第2号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式13)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約

を締結しません。

- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

10 本件担当

担当課：大阪府環境農林水産部農政室推進課 経営強化グループ

担当者：山田、古本

住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎22階

連絡先：06-6210-9596（受付時間：午前10時から午後5時（土曜日、日曜日、祝日除く））

メールアドレス：Nougyou@gbox.pref.osaka.lg.jp

ホームページ：

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/osakaagriinnovation/top-runner.html>